

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7150859号
(P7150859)

(45)発行日 令和4年10月11日(2022.10.11)

(24)登録日 令和4年9月30日(2022.9.30)

(51)国際特許分類 F I
 B 6 5 D 85/10 (2006.01) B 6 5 D 85/10
 B 6 5 D 5/66 (2006.01) B 6 5 D 5/66 3 0 1 C

請求項の数 18 (全18頁)

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|----------|--|
| (21)出願番号 | 特願2020-540712(P2020-540712) | (73)特許権者 | 500252844 ブリティッシュ アメリカン タバコ (インヴェストメンツ) リミテッド BRITISH AMERICAN TOBACCO (INVESTMENTS) LIMITED |
| (86)(22)出願日 | 平成31年1月21日(2019.1.21) | | |
| (65)公表番号 | 特表2021-511265(P2021-511265 A) | | |
| (43)公表日 | 令和3年5月6日(2021.5.6) | | |
| (86)国際出願番号 | PCT/GB2019/050155 | | |
| (87)国際公開番号 | WO2019/145690 | | |
| (87)国際公開日 | 令和1年8月1日(2019.8.1) | | |
| 審査請求日 | 令和2年8月28日(2020.8.28) | | |
| (31)優先権主張番号 | 1801343.3 | (74)代理人 | 100183782 弁理士 轟木 哲 |
| (32)優先日 | 平成30年1月26日(2018.1.26) | | |
| (33)優先権主張国・地域又は機関 | 英国(GB) | (72)発明者 | ホルフォード、ステイーヴン イギリス、ロンドン グレーター ロンドン ダブリューシー2アール 3エルエー、ウォーターストリート 1、グローブハウス 最終頁に続く |

(54)【発明の名称】 パッケージ

(57)【特許請求の範囲】

【請求項 1】

タバコ産業製品を取り出すための取り出し開口部を画定する取り外し可能なセクションを含むバリアー材に包まれた一群のタバコ産業製品を含む基部と、

開閉位置間で回転するために基部に取り付けられた蓋であって、内面を有する蓋前壁と、前後面を有する蓋前壁フラップとを含み、この蓋前壁フラップは蓋前壁に対して蓋前壁の下方縁部に沿った折り目で折り曲げられ、前記折り目から延びた第1の部分を含み、この第1の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面は蓋前壁の前記内面に貼り付けられ、蓋前壁フラップは第1の部分から延び、第1の部分に対して折り曲げられるように構成された中間部分と、中間部分から延びた第2の部分とを含み、この第2の部分は第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面を露出させるために中間部分に対して折り曲げられる、蓋と、

蓋を開いた位置の方へ回転させると、取り外し可能なセクションが持ち上げられて取り出し開口部を開くようにバリアー層の取り外し可能なセクションと蓋に貼り付けられているラベルとを含み、

ラベルは第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面に貼り付けられるパッケージ。

【請求項 2】

蓋前壁フラップの第1、中間および第2の部分は一体に形成され、中間部分は折り曲げ線によって第1および第2の部分のそれぞれから分けられていることを特徴とする請求項

1 記載のパッケージ。

【請求項 3】

2つの折り曲げ線のそれぞれは、平行であり、及び蓋がその開いたおよび閉じた位置の間で回転する際にその回転の中心となる折れ目に平行であることを特徴とする請求項 1 または 2 記載のパッケージ。

【請求項 4】

折り曲げ線間の方向に延びる、中間部分の高さは第 1 または第 2 の部分の高さより低いことを特徴とする請求項 2 または 3 記載のパッケージ。

【請求項 5】

中間部分は第 1 の部分から延び、蓋が閉じた位置にあるとき蓋の内面上に位置することを特徴とする請求項 2 乃至 4 いずれか 1 項記載のパッケージ。

10

【請求項 6】

第 2 の部分は、蓋がその閉じた位置にあるとき、第 1 および中間部分と包装された束の間にあり、第 2 の部分によって形成された蓋前壁フラップの前面が第 1 および中間部分によって形成された蓋前壁フラップの前面と当接し、第 2 の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面が包装された束に面するようになっていることを特徴とする請求項 5 記載のパッケージ。

【請求項 7】

中間部分から切り込まれ、第 2 の部分から延びた舌部をさらに含み、この舌部は、最初に蓋を開ける際に第 2 の部分に対して中間部分を折り曲げる際に第 2 の部分の面に留まるようになっていることを特徴とする請求項 2 乃至 6 いずれか 1 項記載のパッケージ。

20

【請求項 8】

舌部は、それが折り曲げ線の間の方向に延びた中間部分の高さの一部のみに延びるように中間部分から切り込まれていることを特徴とする請求項 7 記載のパッケージ。

【請求項 9】

舌部はそれが中間部分の全長を延び、中間部分を舌部によって隔てられる 2 つのセクションに分割するように中間部分から切り込まれていることを特徴とする請求項 7 記載のパッケージ。

【請求項 10】

切り込みは U 字状であることを特徴とする請求項 7 乃至 9 いずれか 1 項記載のパッケージ。

30

【請求項 11】

第 2 の部分の自由縁部は、蓋が閉じた位置にあるとき、蓋前壁の面が延びる方向に蓋前壁の下方縁部から間隔が空けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 10 いずれか 1 項記載のパッケージ。

【請求項 12】

取り外し可能なセクションとバリアー材の残りの部分の間にあり、蓋がその開いた位置に回転した際に破れる弱化された線を含むことを特徴とする請求項 1 乃至 11 いずれか 1 項記載のパッケージ。

【請求項 13】

ラベルは取り外し可能なセクションを囲むバリアー層に重なるように取り外し可能なセクションを越えて延びた周縁部を有し、周縁部は繰り返し接着可能な接着剤でバリアー層に接着されていることを特徴とする請求項 12 記載のパッケージ。

40

【請求項 14】

バリアー材は多層ラミネート材であり、ラベルは多層ラミネート材の 1 つの層から形成されていることを特徴とする請求項 13 記載のパッケージ。

【請求項 15】

基部と蓋は折り曲げ可能な板材から一体に形成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 14 いずれか 1 項記載のパッケージ。

【請求項 16】

50

基部と蓋とを含む容器であって、ラベルが包装された束と蓋前壁フラップの第 2 の部分の後面に貼り付けられ、蓋を開いた位置の方へ回転させるとラベルが持ち上げられ、束を開くようになっている容器にタバコ産業製品の包装された束を梱包する方法であって、

蓋前壁の内面上に蓋前壁フラップを折り曲げ、蓋前壁フラップの第 1 の部分の後面を前記内面に貼り付けることと、

第 1 の部分から延びた蓋前壁フラップの中間部分を蓋前壁の内面に貼り付けない状態にしておくことと、

中間部分から延びた蓋前壁フラップの第 2 の部分を中間部分に対して折り曲げて第 2 の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面にラベルを貼り付けるためにこの後面を露出させることとを含む方法。

10

【請求項 17】

バリアー材に包まれた一群のタバコ産業製品用のパッケージを形成するためのブランクであって、

蓋前壁と、

蓋前壁から延び、第 1 の部分と、中間部分と、第 2 の部分とを含む蓋前壁フラップであって、中間部分は、第 1 と第 2 の部分の両方と結合し、及び第 2 の部分は中間部分から形成された舌部及び自由端を有する、蓋前壁フラップと、

蓋前壁フラップと蓋前壁の間であって、蓋前壁フラップを蓋前壁に対して折り曲げて蓋前壁フラップの第 1 の部分の後面が蓋前壁の内面に貼り付けられるようにする折り曲げ線と、

20

中間部分と第 2 の部分の間であって、第 2 の部分を中間部分に対して折り曲げて第 2 の部分によって形成される蓋前壁フラップの後面を露出させるようにする折り曲げ線とを含むブランク。

【請求項 18】

第 1 の部分と中間部分との間に中間部分を第 1 の部分に対して折り曲げられるようにする折り曲げ線をさらに含むことを特徴とする請求項 17 記載のバリアー材に包まれた一群のタバコ産業製品用のパッケージを形成するためのブランク。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、パッケージ、特にタバコ産業製品用ヒンジ式蓋付きパッケージに関する。また本発明は、一群のタバコ産業製品を包装する方法および一群のタバコ産業製品用のパッケージを形成するためのブランクに関する。

30

【背景技術】

【0002】

通常、紙巻きタバコを含む喫煙品などのタバコ産業製品用のパッケージは、基部とヒンジ式蓋を形成するために折り曲げられるボール紙から作製される外方紙パッケージを含む。内方フレームを基部から突出するように基部に貼り付けて蓋を閉じた際に蓋の中に収容されるようにしてもよい。

【0003】

パッケージは、基部に収納され、蓋が閉じた際に蓋の中に突出する喫煙品などのタバコ産業製品の束を含む。束は、取り出し可能なセクションを有する可撓性のバリアー層に包まれた一群のタバコ産業製品を含んでもよい。可撓性のラベルが上記セクションおよび蓋に貼り付けられ、蓋をその開いた位置に回転させると、該セクションがこの可撓性ラベルと一緒に持ち上げられ、取り出し開口部を開口し、そこからタバコ産業製品が取り出される。

40

【発明の概要】

【0004】

本明細書で説明する実施態様ではタバコ産業製品を取り出すための取り出し開口部を画定する取り外し可能なセクションを含むバリアー材に包まれた一群のタバコ産業製品を含

50

む基部と、

開閉位置間で回転するために基部に取り付けられた蓋であって、内面を有する蓋前壁と、前後面を有する蓋前壁フラップとを含み、この蓋前壁フラップは蓋前壁に対して蓋前壁の下方縁部に沿った折り目で折り曲げられ、前記折り目から延びた第1の部分を含み、この第1の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面は蓋前壁の前記内面に取貼り付けられ、蓋前壁フラップは第1の部分から延び、第1の部分に対して折られるように構成された中間部分と、中間部分から延びた第2の部分をとを含み、この第2の部分は蓋前壁フラップの後面を露出させるために第1の部分に対して折りたたまれる蓋と、

蓋を開いた位置の方へ回転させると、取り出し可能なセクションが持ち上げられて取り出し開口部を開くようにバリアー層の取り出し可能なセクションと蓋に貼り付けられているラベルとを含み、

10

ラベルは第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面に貼り付けられるパッケージが提供される。

【0005】

蓋前壁フラップの第1、中間および第2の部分は一体に形成してもよい。中間部分は折り曲げ線によって第1および第2の部分のそれぞれから分けられてもよい。

【0006】

折り曲げ線のそれぞれは好ましくは平行であり、蓋がその開いたおよび閉じた位置の間で回転する際の中心となる折れ目に平行であってもよい。

【0007】

20

中間部分の高さは、折り曲げ線の間の方向に延びる第1または第2の部分の高さより低くてもよい。

【0008】

中間部分は、第1の部分から延びてもよく、蓋が閉じた位置にあるとき蓋の内面上に位置する。

【0009】

第2の部分は、蓋がその閉じた位置にあるとき、第1および中間部分と包装された束の間を延び、第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの前面が第1および中間部分によって形成された蓋前壁フラップの前面と当接し、第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面が包装された束に面するようになっている。

30

【0010】

パッケージは、中間部分から切り込まれ、第2の部分から延びた舌部を含んでもよく、これにより舌部は、最初に蓋を開ける際に第2の部分に対して中間部分を折り曲げる際に第2の部分の面に留まる。

【0011】

舌部は、それが折り曲げ線の間の方向に延びた中間部分の高さの一部のみに延びるように中間部分から切り込まれてもよい。

【0012】

これとは別に舌部は、それが中間部分の全長を延び、中間部分を舌部によって隔てられる2つのセクションに分割するように中間部分から切り込まれてもよい。

40

【0013】

切り込みはU字状であってもよい。

【0014】

第2の部分の自由縁部は、蓋が閉じた位置にあるとき、蓋前壁の面に延びた方向に蓋前壁の下方縁部から間隔が空けられてもよい。

【0015】

弱化された線が取り出し可能なセクションとバリアー材の残りの部分の間を延びてもよく、この線は蓋がその開いた位置に回転した際に破れる。

【0016】

ラベルは取り外し可能なセクションを囲むバリアー層に重なるように取り外し可能なセ

50

クシオンを越えて延びた周縁部を有してもよく、この周縁部は繰り返し接着可能な接着剤でバリアー層に接着されている。

【0017】

バリアー材は多層ラミネート材であってもよい。この場合、ラベルは多層ラミネート材の1つの層から形成されてもよい。

【0018】

基部と蓋は、板紙などの折り曲げ可能な板材から一体に形成されてもよい。

【0019】

本発明の別の実施態様では基部と蓋とを含む容器であって、ラベルが包装された束と蓋前壁フラップの第2の部分の後面に貼り付けられ、蓋を開いた位置の方へ回転させるとラベルが持ち上げられ、束を開くようになっている容器にタバコ産業製品の包装された束を梱包する方法が提供され、この方法は、

10

蓋前壁の内面上に蓋前壁フラップを折り曲げ、蓋前壁フラップの後面の第1の部分の前記内面に貼り付けることと、

第1の部分から延びた蓋前壁フラップの中間部分を蓋前壁の内面に貼り付けない状態にしておくことと、

中間部分から延びた蓋前壁フラップの第2の部分の中間部分に対して折り曲げて第2の部分によって形成された蓋前壁フラップの後面にラベルを貼り付けるためにこの後面を露出させることとを含む。

【0020】

20

本発明の別の実施態様では、バリアー材に包まれた一群のタバコ産業製品用のパッケージを形成するためのブランクが提供され、このブランクは、

蓋前壁と、

蓋前壁から延び、第1の部分と、中間部分と、第2の部分とを含む蓋前壁フラップと、

蓋前壁フラップと蓋前壁の間であり、蓋前壁フラップを蓋前壁に対して折れるようにして蓋前壁フラップの後面の第1の部分が蓋前壁の内面に貼り付けられるようにする折り曲げ線と、

中間部分と第2の部分の間であり、第2の部分の中間部分に対して折れるようにする第2の部分によって形成され蓋前壁フラップの後面を露出させる折り曲げ線とを含む。

【0021】

30

ブランクは第1の部分と中間部分との間に中間部分を第1の部分に対して折り曲げられるようにする折り曲げ線をさらに含んでもよい。

【図面の簡単な説明】

【0022】

本発明が完全に理解されるように添付図面を参照して本発明の実施態様をあくまで例示を目的として説明する。

【図1】従来のパッケージの斜視図である。

【図2】パッケージの従来の内部フレームのブランクを示している。

【図3】喫煙品の周りに部分的に巻かれた図2に示したブランクの平面図である。

【図4】本発明の第1の実施態様によるパッケージの略式斜視図である。

40

【図5】図4に示した第1の実施態様のパッケージ用のブランクを示している。

【図6】蓋が閉じた位置にある図4および5に示したパッケージの略式側部断面図である。

【図7】蓋が閉じた位置にある図4および5に示したパッケージの略式側部断面である。

【図8】蓋を最初に開けた後の図4および5に示したパッケージの略式側部断面である。

【図9】蓋をその開いた位置の方へ回転させた際の図4および5に示したパッケージの略式側部断面である。

【図10】図4に示したパッケージの第2の実施態様用のブランクを示している。

【図11】蓋が閉じた位置にある図4および10に示したパッケージの略式側部断面である。

【図12】蓋をその開いた位置の方へ回転させた際の図4および10に示したパッケージ

50

の略式側部断面である。

【図 1 3】蓋をその開いた位置の方へ回転させた際の図 4 および 1 0 に示したパッケージの略式側部断面である。

【図 1 4】ラベルとバリアー材が多層ラミネートによって形成されたラベルの平面図である。および

【図 1 5】異なるラミネートから製せられた図 1 4 のラベルとバリアーの部分断面図である。

【図 1 6】異なるラミネートから製せられた図 1 4 のラベルとバリアーの部分断面図である。

【発明を実施するための形態】

10

【0023】

図 1 は一般的な実施態様のヒンジ式蓋 2 と束 6 を形成するために可撓性のバリアー層 5 に包まれた一群の紙巻きタバコ 4 を含む基部を有する硬質の板紙製パッケージ 1 を示している。取り出し開口部の境界または縁部 7 が紙巻きタバコ 4 に触れられるようにするためにバリアー層 5 の取り外し可能な領域 5 a から形成されている。取り出し開口部 8 は束 6 の上部を横断して前壁下方取り出し開口縁部 7 a まで前面を下方に延びている。紙巻きタバコ 4 を包むバリアー層 5 は金属化プラスチックまたはプラスチックまたは金属箔ラミネート材で作製したものであってもよい。

【0024】

ラベル 9 が取り外し可能なセクション 5 a 上に位置し、これに貼り付けられている。ラベル 9 はそのバリアー層 5 に面した下面に塗布された繰り返し接着可能な接着剤を有する。繰り返し接着可能な接着剤は、蓋を開いたおおよび閉じた位置の間を回転させる際にラベル 9 と取り外し可能なセクション 5 a が離れないようにする強度を有する。これとは別に永久接着剤をバリアー層 5 の取り外し可能な領域 5 a に重なるラベル 9 の下面の部分に塗布してもよい。しかしながら、ラベル 9 が取り出し開口部 8 の縁部 7 を越えて延びたラベル 9 の周縁部にはそれに塗布された繰り返し接着可能な接着剤を有する。しかしながら、一部の実施態様ではラベル 9 は取り出し開口部 8 の側縁部 7 c、7 d に亘って延びなくてもよい。ラベル 9 は可撓性のラベルであってもよい。

20

【0025】

ラベル 9 は前壁下方縁部 1 0 を有し、その前壁下方縁部 1 0 から延びたタブ 1 1 を含んでもよい。タブ 1 1 は以下により詳しく説明するように蓋 2 の内側の面に接着される。タブ 1 1 は、蓋 2 を閉じた際にラベル 9 の残りの部分に向くように折り曲げられずまたは折り曲げられて蓋 2 に接着されてもよい。タブ 1 1 は折り曲げられず、従って、その内面が束に向き、外面が蓋に向き、それに貼り付けられるのが好ましい。タブ 1 1 は、蓋 2 をその開いたおおよび閉じた位置の間で回転させる際にタブが折り曲げ線 1 2 を中心にラベル 9 の残りの部分に対して回転するように折り曲げ線 1 2 によってラベル 9 の残りの部分から隔てられてもよい。

30

【0026】

蓋 2 と取り出し開口部 8 の同時開口を達成するためにその前壁下方縁部 1 0 に隣接するラベル 9 の部分は蓋 2 の内面に接着される。

40

【0027】

取り外し可能なセクション 5 a をバリアー層 5 の残りの部分から分離する取り出し開口部 8 の縁部 7 は、バリアー材の脆弱化された線または実際の切れ目によって画定されてもよい。蓋 2 をその開いた位置にヒンジ 2 a を中心に枢動させると、ラベル 9 はタブ 1 1 と蓋 2 の間の接続によって引っ張られ、剥がされる。バリアー層 5 の取り外し可能なセクション 5 a は、ラベル 9 の下側に接着されたままであり、バリアー層 5 の残りの部分から脆弱化された線または切れ目に沿って分離され、取り出し開口部 8 を開く。

【0028】

取り出し開口部 8 は、ラベルが巻き戻され、取り外し可能なセクション 5 a が取り出し開口部 8 内の元の位置に戻るようにヒンジ 2 a を中心に蓋 2 を枢動させることによって閉

50

じてもよい。ラベル9の周縁部の繰り返し接着することができるコーティングによってパッケージ1を繰り返し封止するために取り出し開口部8を囲むバリアー層に繰り返し接着する。

【0029】

確実に良好に接着するために図2および3に示すように内部フレーム13がバリアー層5の下の紙巻きタバコ4の周囲を部分的に延びるように束6内に設けられる。内部フレーム13は、取り出し開口部8の周囲でラベル9によって掛かる再封止の際の圧力に対してバリアー層5の下で反応面を供する。図2に示すようにボール紙で作製されてもよい内部フレーム13は、前パネル16、2つの側部フラップ17および上部フラップ18を有する。切れ目または折り曲げ線19、20は、フラップ17がパネル16に対して直角に折り曲げられると図3に示すような角を形成する。内部フレーム13が折り曲げられた後、開口部21が形成されることが図から分かり、これは取り出し開口部8に対応し、図2に示すようにそこから紙巻きタバコに触れることができる。開口部21は前パネル16の底縁部まで延びている。

10

【0030】

図4～9を参照すると本発明による第1の実施態様のパッケージ30が示されている。第1の実施態様のパッケージ30は、図1～3を参照して説明したパッケージ1とは以下に詳しく説明するように蓋および可撓性のラベルが蓋に接着される方法の点で異なる。

【0031】

図4を参照すると、パッケージ30は側壁33、34および底壁35によって隔てられている前後壁31、32を有する基部3を含む。基部3の頂部は開口端部である。基部3は、束を形成するためにバリアー材5に包まれた一群のタバコ産業製品、この場合には紙巻きタバコ4を含む。束6は束6が基部3内に収容された際に基部3の前壁33に隣接する前壁36を有する。パッケージ30は、側壁39、40および頂壁41によって隔てられている前後壁37、38を有する蓋2をさらに含む。蓋2の後壁38は蓋2が開いた位置と閉じた位置で回転できるようにヒンジ2aを中心に回転するために基部3の後壁32に枢動自在に取り付けられている。

20

【0032】

パッケージ30のバリアー材5も取り出し開口部8を画定する取り出し可能なセクション5aを含み、これを介して紙巻きタバコ4などのタバコ産業製品を蓋2がその開いた位置にあるとき、束6から取り出すことができる。一部の実施態様では、しかしながら、取り外し可能なセクション5aは省略してもよい。パッケージ30はさらに可撓性のラベル9を含み、これは束6のバリアー材5に貼り付けられ、取り出し可能なセクション5a上または取り出し可能なセクション5aが無い場合には取り出し開口部8上を延びる。

30

【0033】

本実施例では可撓性のラベル9は、可撓性のラベル9が取り出し開口部8から離れるように持ち上げられる際であっても束6に貼り付いたままになるように束6の後壁32に永久的貼り付けられる。さらに可撓性のラベル9は、バリアー材5の取り外し可能なセクション5aに貼り付けられ、それを覆って延びている。

【0034】

可撓性のラベル9は蓋2の前壁37にも貼り付けられている。従って、蓋2をその開いた位置に枢動させると、可撓性のラベル9が束6のバリアー材5から持ち上げられ、束6のバリアー材5の取り出し開口部8を露出させる。図4に例示したもののような実施態様では、蓋2を開いた位置に枢動させると、可撓性のラベル9が以下により詳しく説明するように取り出し開口部8からバリアー材5の取り出し可能なセクション5aを持ち上げる。

40

【0035】

本実施態様では図5および6に示すように蓋前壁37は、蓋2がその閉じた位置にあるとき見える蓋前壁37の唯一の面である外面43を含む。蓋前壁37は前壁下方縁部44および内面45をさらに含む。蓋前壁37は前後面をを含む蓋前壁フラップ46をさらに含む。後面46bを図5に示し、前面はパッケージ30のブランクの反対側にある。蓋前

50

壁フラップ46は蓋前壁下方縁部44に沿って延びた折り目を中心に蓋前壁37に対して折り曲げられる。

【0036】

蓋前壁フラップ46は、蓋前壁下方縁部44に沿って折り目から延びた第1の部分47を含む。第1の部分47は蓋前壁37の内面45上に折り返され、永久接着剤を使用してそれに接着される。即ち、第1の部分47によって形成された蓋前壁フラップ46の後面46bは蓋前壁37の内面45に貼り付けられる。蓋前壁下方縁部44に沿って延びた折り目は、前壁37の内面45上に第1の部分47を折り返しやすくする弱化された線を有してもよい。

【0037】

蓋前壁フラップ46は、第1の部分47から延びた中間部分48をさらに含む。中間部分48は、折り曲げ線49を中心に第1の部分47に対して折り曲げ可能である。折り曲げ線49は、中間部分48を第1の部分47に対して折りやすくする弱化された線から形成してもよい。本実施態様では第1の部分と中間部分47、48の間の折り曲げ線49は、以下に詳しく説明するように蓋2を最初に開ける際に形成される。他の実施態様では折り曲げ線49は蓋2を最初に開ける前に形成してもよい。折り曲げ線49は蓋前壁37の内面に第1の部分47を接着する接着剤の縁部の領域に形成してもよい。

【0038】

蓋前壁フラップ46はさらに第2の部分50を含む。第2の部分50は、中間部分48から延びている。第2の部分50は、折り曲げ線51を中心に中間部分48に対して折り曲げ可能である。第2の部分50は、第1の部分47に対して折り返され、第2の部分50によって形成された蓋前壁フラップ46の後面46bを露出させる。可撓性のラベル9のタブ11は、第2の部分50によって形成された蓋前壁フラップ46の露出した後面46bに貼り付けられる。第2の部分50は、第1の部分47上に位置し、蓋2がその閉じた位置にあるとき束6の前壁36に対して位置する。即ち、第2の部分50は、第2の部分によって形成された蓋前壁フラップ46の前面が第1の部分および中間部分47、48によって形成された蓋前壁フラップ46の前面と当接し、第2の部分50によって形成された蓋前壁フラップ46の後面が包装された束6に向くように第1の部分47と中間部分48の間にある。折り曲げ線51は、中間部分48に対して第2の部分50を折りやすくする弱化された線から形成してもよい。

【0039】

蓋前壁フラップ46は、蓋2のその閉じた位置からその開いた位置の方への最初の回転時に中間部分48が折り曲げ線49、51を中心に第1および第2の部分47、50に対して折れるように構成されている。折り曲げ線49は、一部の実施態様では第1の部分47に対して中間部分48が折り曲がる際に形成される。他の実施態様では折り曲げ線49は、蓋2のその開いた位置への最初の回転前に既に形成されていてもよい。このことは蓋をその閉じた位置から開いた位置への初期の角度を通して回転させる際に中間部分48は第1および第2の部分47、50に対して折り曲げられるまで第2の部分50の移動または回転が制限または妨げられることを意味する。従って、中間部分48は蓋2の初期の回転時に第2の部分の移動を制限または妨げるバッファーとして作用する。

【0040】

中間部分48の長さ、即ち折り曲げ線49、51間の距離は、同じ方向に延びる第1の部分47と第2の部分50の長さより短い。中間部分48の長さは、中間部分48が蓋2を最初に閉じた位置から開いた位置の方へと第2の部分50を回転させず、そして束6との接触から外れるように持ち上げられること無しに回転させるので蓋前壁フラップ46の作動に関連する。従って、蓋2を最初に閉じた位置から開いた位置の方へ移動させると、可撓性ラベル9が取り出し開口部8から離れるように持ち上げられるのが遅れる。中間部分48が長くなるほど、蓋2は蓋前壁フラップ46の第2の部分50が移動し、束6との接触から外れるように持ち上げられる前にその閉じた位置からその開いた位置の方への移動距離が長くなる。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 1 】

しかしながら、中間部分 4 8 の長さは、蓋 2 を最初に開ける際の蓋 2 の内面 4 5 と束 6 の間の利用可能な空間によって制限される。なぜなら中間部分 4 8 が長すぎると、第 1 および第 2 の部分 4 7、5 0 に対して折り曲がらず、よって第 2 の部分が早期に束 6 から持ち上げられてしまうからである。中間部分 4 8 の長さは束 6 の上縁部 5 3 によって制限される。なぜなら中間部分 4 8 の折り曲げ線 5 1 は、第 2 の部分 5 0 が束 6 と確実に接触したままになるように束 6 と接触しなければならないからである。中間部分 4 8 の折り曲げ線 5 1 が束 6 の上縁部 5 3 を越えて移動したら、第 2 の部分 5 0 が束 6 から持ち上がり、可撓性ラベル 9 が第 2 の部分と一緒に持ち上げられ、取り出し開口部 8 を露出させる。

【 0 0 4 2 】

図 6 に例示するように中間部分 4 8 は蓋 2 がその閉じた位置にあるとき第 1 の部分と同じ面に位置する。その結果、蓋 2 が閉じた位置にあるとき、中間部分 4 8 は蓋 2 の前壁 3 7 の内面 4 5 と第 2 の部分に当接する。即ち、中間部分 4 8 の一面は、蓋 2 がその閉じた位置にあるとき蓋 2 の前壁 3 7 の内面 4 5 と当接し、中間部分 4 8 の反対の面は、蓋 2 がその閉じた位置にあるとき第 2 の部分 5 0 と当接する。

【 0 0 4 3 】

本実施態様では第 2 の部分 5 0 の長さは第 1 の部分 4 7 と中間部分 4 8 を足した長さに等しい。従って、蓋 2 が閉じた位置にあるとき、第 2 の部分 5 0 の自由端 5 2 は蓋 2 の前壁 3 7 の蓋前壁下方縁部 4 4 に隣接し、従って、基部 3 の前壁 3 1 の上縁部の隣に位置する。

【 0 0 4 4 】

パッケージ 3 0 の操作を図 7 ~ 9 を参照して説明する。消費者が閉じているパッケージ 3 0 を開封しようとしたとき、消費者は指をパッケージ 3 0 の蓋 2 につけ、蓋をその閉じた位置から開く位置の方へ蓋 2 と基部 3 を接合しているヒンジ 2 a を中心に回転させる。通常、消費者は蓋 2 の上壁 4 1 に近い蓋前壁 3 7 に指をかける。従って、初期のモーメントアームは、ヒンジ 2 a と蓋 2 の上壁 4 1 の間の距離に等しい。消費者が蓋 2 をその開いた位置の方へ回し続けると、モーメントアームは蓋の前および上壁 3 7、4 1 を接続する縁部 5 4 がヒンジ 2 a から離れるように水平に移動するので大きくなる。

【 0 0 4 5 】

また蓋前壁 3 7 は、蓋前壁 3 7 の蓋前壁下方縁部 4 4 が基部 3 の前壁 3 1 の上縁部 5 5 から離れるように回転するように束 6 の前壁 3 6 から離れるように回転する。しかしながら、蓋 2 に貼り付けられた可撓性ラベル 9 は、束 6 または取り出し開口部 8 から離れるように持ち上げられない。代わりに蓋 2 を最初に開ける際、蓋前壁フラップ 4 6 の第 2 の部分 5 0 によって形成された蓋前壁フラップ 4 6 の後面 4 6 b は、束 6 の前壁 3 6 と当接し、蓋 2 をヒンジ 2 a を中心にその開いた位置の方へ回転させると、中間部分 4 8 は蓋 2 の前壁の内面 4 5 から離れるように回転させられる。

【 0 0 4 6 】

より具体的には蓋 2 を最初に開ける際、第 2 の部分 5 0 は、その回転の中心をヒンジ 2 a の代わりに中間部分 4 8 の折り曲げ線 5 1 に有し、第 2 の部分 5 0 は、第 1 および中間部分 4 7、4 8 の縁部 4 9、5 1 に形成された折り曲げ線によって束 6 から離れるようにこの折り曲げ線 5 1 を中心に回転しない。蓋 2 をその閉じた位置から開いた位置の方へ移動させると、図 8 に示すように第 1 の部分 4 7 と中間部分 4 8 の間の角度が小さくなり、中間部分 4 8 と第 2 の部分 5 0 の間の角度が大きくなるように中間部分 4 8 は蓋 2 の前壁 3 7 の内面 4 5 から離れるように回転させられる。

【 0 0 4 7 】

中間部分 4 8 は、図 9 に示すようにそれが第 1 の部分 4 7 に対して直立するまで第 1 の部分 4 7 の折り曲げ線 4 9 を中心に回転し続ける。この段階で蓋 2 の内面 4 5 と束 6 の前壁 3 6 の間の第 1 の部分 4 7 の面からの垂直距離は中間部分 4 8 の長さより長くなる。この時点で第 2 の部分 5 0 は束 6 の前壁 3 6 との接触から外れるように持ち上げられ始める。折れ目 5 1 にある弾力が第 2 の部分 5 0 の自由端 5 2 が束 6 との接触から持ち上げられ

10

20

30

40

50

る蓋前壁フラップ46の最後の部分になることを意味する。しかしながら、束6から離れる中間部分48の折り曲げ線51の移動が取り出し開口部8から可撓性ラベル9を取り除き始める。第2の部分50が回転し束6の前壁との接触から外れて持ち上げられ始める時までに蓋2はその開いた位置から10～60度の範囲で回転している。

【0048】

消費者が蓋2をその開いた位置の方へ回し続けると、第2の部分50は蓋2と一緒に回転し、可撓性ラベル9は束6から離れるように持ち上げられ、取り出し開口部8を露出させる。可撓性ラベル9が取り出し開口部8から剥がされると、可撓性ラベル9がそれ自体の上で2回折り返され、「Z形状」を形成する。可撓性ラベル9をその下方縁部10の近くでこのように「Z形状」にすることでパッケージ30の開封の抵抗を生じさせる。しかしながら、本発明は、可撓性ラベル9の「Z字化」が起こる前にユーザーが押して蓋2を開く縁部間のモーメントアームを大きくすることによってそのような抵抗を解消している。従って、「Z字化」を克服するためにユーザーが必要な力は小さくなり、パッケージ30は開封しやすくなる。

10

【0049】

当然のことながら一部の消費者は、蓋前壁37の蓋前壁下方縁部44を基部3の前壁31の上縁部55から離れるように押すことによってパッケージを開封することを好む。当然のことながら蓋前壁下方縁部44とヒンジ2aとの間のモーメントアームもまたパッケージ30を開封するためにユーザーに必要な力が小さくなるように可撓性ラベル9が取り出し開口部8から持ち上げられる前に従って「Z字化」が起きる前に大きくなる。一部の実施態様では蓋2の蓋前壁下方縁部44からの消費者のパッケージ30の開封が蓋2を開ける際に確実に第2の部分50に偶然に接触することがないように蓋前壁37を標準的なパッケージより長くなるように延ばしてもよい。このような実施態様では蓋前壁下方縁部44と第2の部分50の自由端部52は蓋2が閉じた位置にあるとき互いに隣接しない。実際には自由縁部52は、蓋前壁37の蓋前壁下方縁部44より基部3の前壁31の上縁部55から遠くなる。

20

【0050】

ここで図10～13を参照すると本発明による第2の実施態様のパッケージ60が示されている。図10～13に示すパッケージ60は上述の第1の実施態様のパッケージ30とほぼ同じであり、従って詳細な説明はここでは省略する。さらにパッケージ30の特徴および部材と同じパッケージ60の特徴および部材については同じ用語および参照番号のままである。しかしながら、第2の実施態様のパッケージ60は第1の実施態様のパッケージ30とは蓋2の蓋前壁フラップ46が変更されているという点で異なる。

30

【0051】

図11に示した本実施態様では前壁37の蓋前壁フラップ46は舌部61をさらに含む。より具体的には蓋前壁フラップ46の第2の部分50は舌部61を含む。舌部61は第2の部分50から中間部分48内に延びている。本実施態様では舌部61は蓋前壁フラップ46の第2の部分50と実質的に同じ面に延びている。従って、舌部61は、中間部分48の折り曲げ線51から延びている第2の部分50と反対の方向に延びている。

【0052】

図10に示すように舌部61は中間部分48を縦断する切り込み62から形成され、U字状のフラップを形成する。切り込み62は、切り込み62の第1端部63または始まりおよび切り込み62の第2端部64または終わりといった2つの対向端部を有する。第1および第2端部63、64は両方とも中間部分48の折り曲げ線51に位置し、中間部分48内に延びている。本実施態様では切り込み62は第1および第2端部63、64から中間部分48の反対側の第1の部分47の折り曲げ線49の方へと延びている。しかしながら、当然のことながら別の実施態様では切り込み62は、第1の部分47の折り曲げ線49の方へ延びる前に最初は異なる方向に延びてもよい。

40

【0053】

舌部61の長さは、第2の部分が延び始めている中間部分48の折り曲げ線51からこ

50

の折り曲げ線 5 1 から垂直方向に最も遠い舌部 6 1 の自由端 6 5 までの距離として定義される。本実施態様では切り込み 6 2 は舌部 6 1 が中間部分 4 8 と同じ長さになるように構成されている。即ち、切り込み 6 2 に沿って第 1 および第 2 端部 6 3、6 4 の間に位置する切り込み 6 2 の中間部分 6 6 は、舌部 6 1 の自由端 6 5 を形成し、自由端 6 5 は中間部分 4 8 の折り曲げ線 5 1 に少なくとも部分的に沿って延びている。図 1 0 から分かるように切り込み 6 2 はほぼ「U 字状」である。しかしながら、当然のことながら切り込み 6 2 はこれとは別の形状であってもよい。

【 0 0 5 4 】

舌部 6 1 は蓋 2 のその閉じた位置からその開いた位置の方への初期の移動中に第 2 の部分 5 0 の回転に抵抗するように構成されている。従って、舌部 6 1 は、図 4 ~ 9 に示した第 1 の実施態様のパッケージ 3 0 と比較して、第 2 の部分 5 0 が基部 3 内の束 6 の前壁 3 6 と接触から外れるように回転または持ち上げられる前に蓋 2 をその閉じた位置から開いた位置の方へより遠くに回転できるようにする。

10

【 0 0 5 5 】

従って、パッケージ 6 0 の作動は、第 2 の部分 5 0 がその回転の中心を中間部分の折り曲げ線 5 1 またはヒンジ線 2 a の代わりに第 2 の部分 5 0 の舌部 6 1 の自由端に有すること以外、パッケージ 3 0 について説明した作動と同じである。

【 0 0 5 6 】

従って、蓋 2 をその閉じた位置から開いた位置の方へ移動させると、中間部分 4 8 が蓋前壁 3 7 の内面 4 5 から離れるように回転し、第 1 の部分 4 7 と中間部分 4 8 との角度が小さくなり、中間部分 4 8 と第 2 の部分 5 0 との角度が大きくなる。

20

【 0 0 5 7 】

その結果、中間部分 4 8 が第 1 の部分 4 7 の折り曲げ線 4 9 を中心に回転し、第 1 の部分と中間部分 4 7、4 8 との間の角度が垂直を越えるように蓋 2 を回転させると、それでも舌部 6 1 の自由端部が束 6 と接触しているので、第 2 の部分 5 0 は図 1 2 に示すように束 6 の前壁 3 6 との接触から外れるように持ち上げられない。蓋 2 をさらに回転させると、第 2 の部分 5 0 の舌部 6 1 が第 2 の部分 5 0 が束との接触から外れないようにする。代わりに舌部 6 1 の自由端 6 5 は、枢動点を形成し、これを中心に第 2 の部分 5 0 が束との接触から外れるように持ち上げられる前に回転しなければならない。

【 0 0 5 8 】

第 2 の部分 5 0 が舌部 6 1 の自由端を中心に枢動する際、第 2 の部分は可撓性ラベル 9、より具体的には接着剤が全く塗られていない可撓性ラベル 9 のタブ 1 1 を束 6 の残りから離れるように持ち上げる。第 2 の部分 5 0 は、図 1 3 に示すように第 2 の部分 5 0 の自由端 5 2 に近接する第 2 の部分 5 0 の一部が蓋前壁 3 7 の蓋前壁下方縁部 4 4 と当接するまで舌部 6 1 の自由端 6 5 を中心に枢動する。最終的に蓋 2 を閉じた位置から開いた位置の方へ充分遠くへ回転させると、舌部 6 1 の自由端 6 5 は束 6 との接触から外れて持ち上げられる。

30

【 0 0 5 9 】

第 2 の部分が束 6 との接触から外れる前に舌部 6 1 の自由端部 6 5 を中心に第 2 の部分を枢動させることによって、蓋 2 は閉じた位置から開いた位置の方へより遠くへ回転させることができ、従って、縁部 5 4、5 5 のモーメントアームが第 1 の実施態様のパッケージ 3 0 と比較して大きくなり、これにより可撓性ラベル 9 の「Z 字化」によって生じる開封時の抵抗を克服するのにユーザーから必要とされる力が小さくなる。

40

【 0 0 6 0 】

可撓性ラベル 9 を束 6 のバリアー材 5 に接着するラベル 9 の下面の繰り返し接着可能な接着剤による可撓性ラベル 9 によってもたらされる力も蓋 2 を開ける際に第 2 の部分が延びる面に対して実質的に垂直に作用する。これは糊が力に耐える最高の方向であり、蓋 2 を多数回開けることによるのり付け弱化を抑えることに役立つ。

【 0 0 6 1 】

本発明の 1 つの実施態様において可撓性ラベル 9 とバリアー層 5 は、同じラミネート材

50

で作製してもよい。例えば、図 1 4 および 1 5 を参照すると、ラミネート 7 1 は外層 7 2 と内層 7 3 を有し、外層は第 1 の切れ目 7 4 を有し、これはそれによって境界が定められた外層領域 7 7 を画定し、内層は第 2 の切れ目 7 5 を有し、これはそれによって境界が定められた内層領域 7 8 を画定する。内層領域 7 8 は外層領域 7 7 内に位置する。蓋をその開いた位置に回転させた際に内外層領域 7 8、7 7 が持ち上げられ、第 1 および第 2 の切り込み 7 4、7 5 とラミネートに製せられる開口部 8 の間の周辺領域 7 9 で内外層 7 3、7 2 を剥離させるように外層領域 7 7 の一部を蓋 2 の内面に貼り付ける。

【0062】

図 1 6 は上述のような、しかしながら、3 層であるラミネート材のさらなる例を示している。この例では外層 7 2 と第 3 の層 8 0 は感圧性の「繰り返し接着可能な」接着剤を使用して接着され、内層 7 3 と第 3 の層 8 0 は永久接着剤を使用して接着されている。この場合、第 1 の切れ目 7 4 は外層 7 2 に設けられ、第 2 の切れ目は内層 7 3 と第 3 の層 8 0 に設けられている。第 1 および第 2 の切れ目 7 4、7 5 はオフセットしている。

10

【0063】

図 1 6 の例と類似する別の例では外層 7 2 と第 3 の層 8 0 は永久的に互いに接着され、内層 7 3 と第 3 の層 8 0 は感圧性接着剤を使用して互いに接着される。この場合、第 1 の切れ目 7 4 は外層 7 2 と第 3 の層に設けられ、第 2 の切れ目は内層 7 3 に設けられている。当然のことながらラミネート材 7 1 は、上述と同じように互いに接着された 4 つ以上の層を有してもよく、第 1 および第 2 の切れ目 7 4、7 5 はそれぞれ 1 つ以上の層に設けられてもよい。上述のようなラベルとバリアーが一体の例を上述の実施態様のいずれかと組み合わせてもよい。

20

【0064】

本明細書中で使用する「タバコ産業製品」なる用語は、紙巻きタバコ、シガリロ、シガー、パイプ用または手巻き紙巻きタバコ用タバコ（タバコ、タバコ派生物、膨張タバコ、再生タバコ、タバコ代替品または他の喫煙材をベースにしているかに関係なく）などの燃焼性喫煙品、電子タバコなどの電子喫煙品、タバコ加熱製品などの燃焼させずに基材から化合物を放出する加熱装置および例えば液体または固体基材を含むハイブリッドシステムのような基材を組合わせたものからエアロゾルを発生させるハイブリッドシステムを含む喫煙品を包含すると理解されるべきである。

【0065】

1 つの実施態様ではタバコ産業製品は紙巻きタバコ、シガリロおよびシガーからなる群から選択される燃焼喫煙品である。

30

【0066】

1 つの実施態様ではタバコ産業製品は非燃焼性喫煙品である。

【0067】

1 つの実施態様ではタバコ産業製品は基材を燃やさずに加熱することによって化合物を放出する加熱装置である。基材は、タバコまたはニコチンを含むまたは含まない非タバコ製品であってもよい。1 つの実施態様では加熱装置はタバコ加熱装置である。

【0068】

別の実施態様ではタバコ産業製品は基材を組合わせたものを燃やさずに加熱することによってエアロゾル発生させるハイブリッドシステムである。基材は、例えば固体、液体またはゲルを含んでもよく、これらはニコチンを含んでも含まなくてもよい。1 つの実施態様ではハイブリッドシステムは液体またはゲル基材と固体基材とを含んでもよい。固体基材は、例えばタバコまたはタバコまたはニコチンを含むまたは含まない非タバコ製品であってもよい。1 つの実施態様ではハイブリッドシステムは液体またはゲル基材とタバコとを含んでもよい。

40

【0069】

本発明の実施態様はタバコ産業製品、例えば紙巻きタバコを参照して説明した。しかしながら、当然のことながら本発明のパッケージはこれとは別に非タバコ産業関連製品に使用してもよい。

50

【 0 0 7 0 】

種々の問題の対処と技術の発展のため、本開示全体は種々の実施形態を例示的に示しており、これらの実施形態では特許請求された発明が実践され、優れたタバコ産業製品用パッケージを提供することができる。本開示の利点および特徴は実施形態の単なる代表的な具体例であり、包括的でも排他的でもない。これらは特許請求された特徴の理解と教示の単なる補助に提供されている。当然だが、本開示の利点、実施形態、具体例、機能、特徴、構造、および/または他の側面は本開示の特許請求の範囲に規定されたとおりに限定するあるいは特許請求の範囲の均等物に限定すると考えるべきではなく、本開示の範囲および/または思想から乖離することなく他の実施形態を利用して変更してもよいと考えるべきである。種々の実施形態は、開示された構成要素、成分、特徴、部品、工程、手段他の組合せを適切に備えても、これらで構成されても、基本的にこれらで構成されてもよい。また本開示は、現在は特許請求されていないが将来特許請求される可能性がある他の発明を含む。

10

【 図 面 】

【 図 1 】

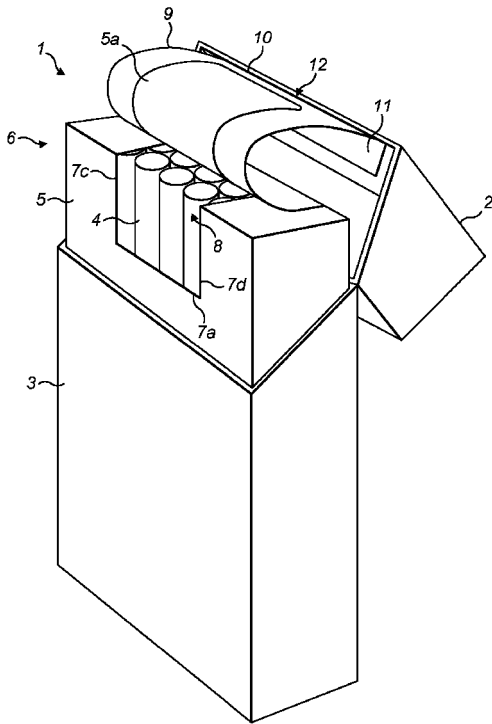


FIG. 1

【 図 2 】

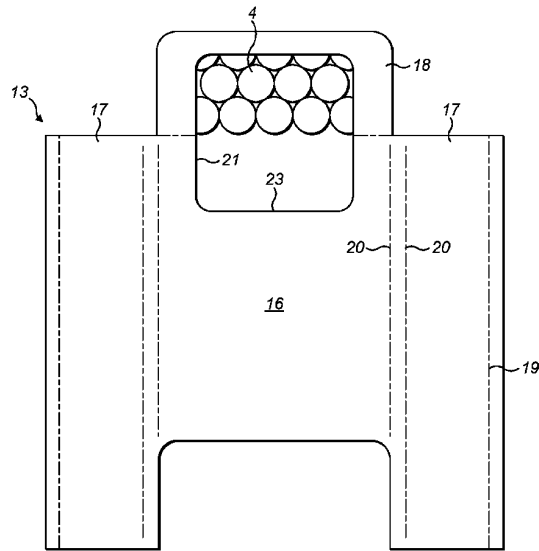


FIG. 2

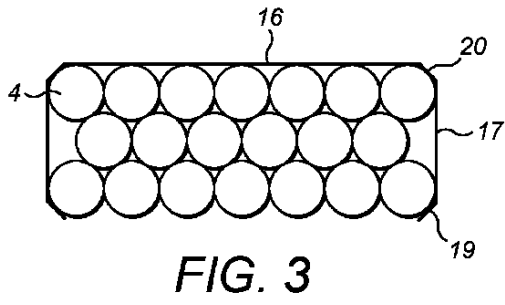
20

30

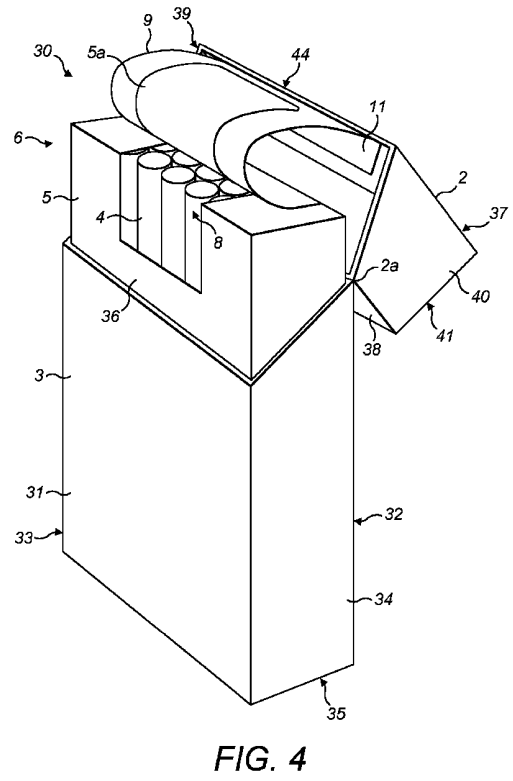
40

50

【 図 3 】



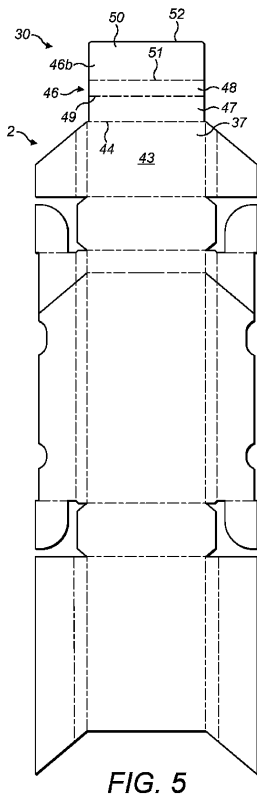
【 図 4 】



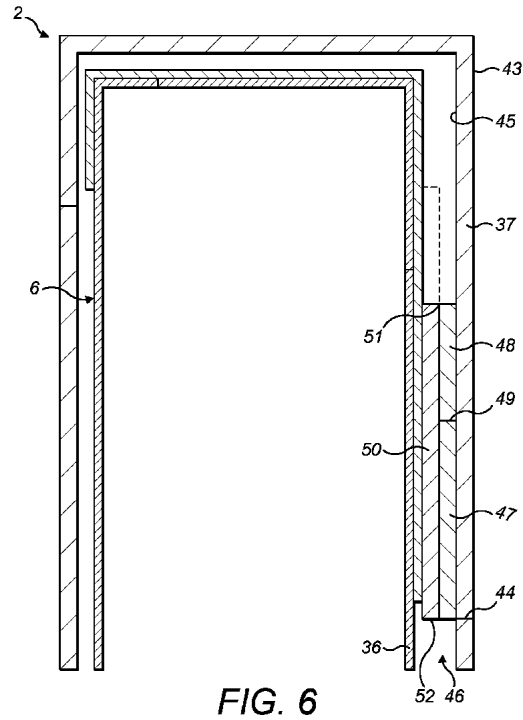
10

20

【 図 5 】



【 図 6 】



30

40

50

【 図 7 】

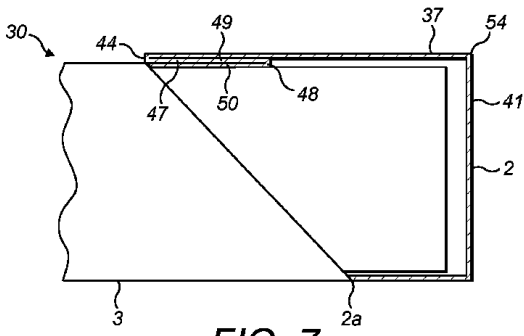


FIG. 7

【 図 8 】

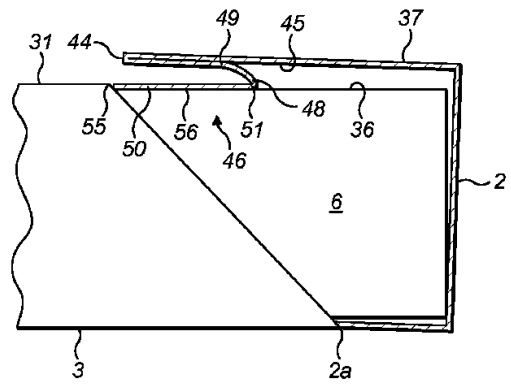


FIG. 8

【 図 9 】

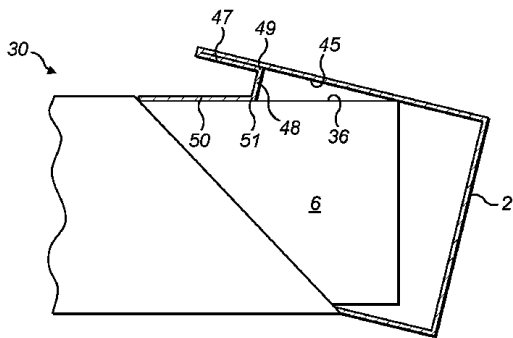


FIG. 9

【 図 10 】

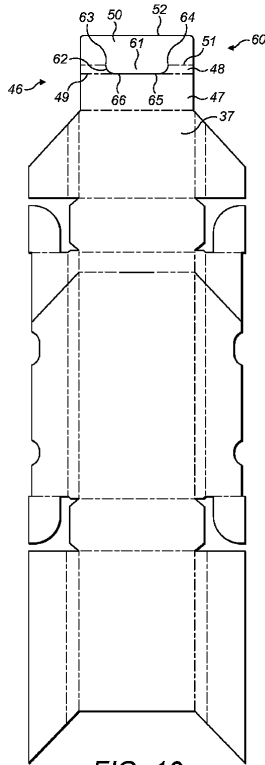


FIG. 10

10

20

30

40

50

【 図 1 1 】

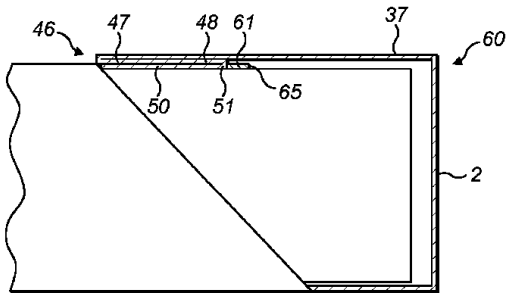


FIG. 11

【 図 1 2 】

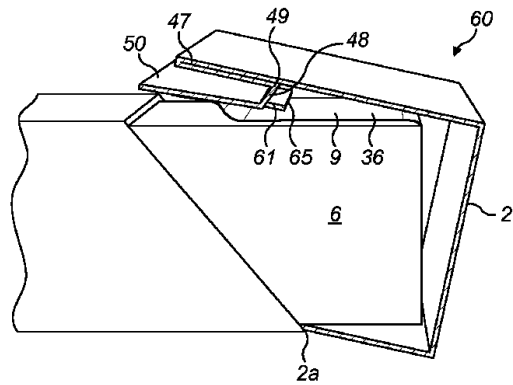


FIG. 12

【 図 1 3 】

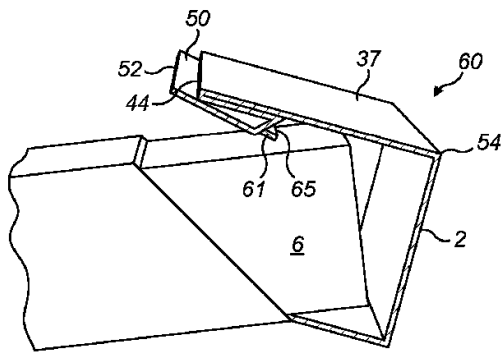


FIG. 13

【 図 1 4 】

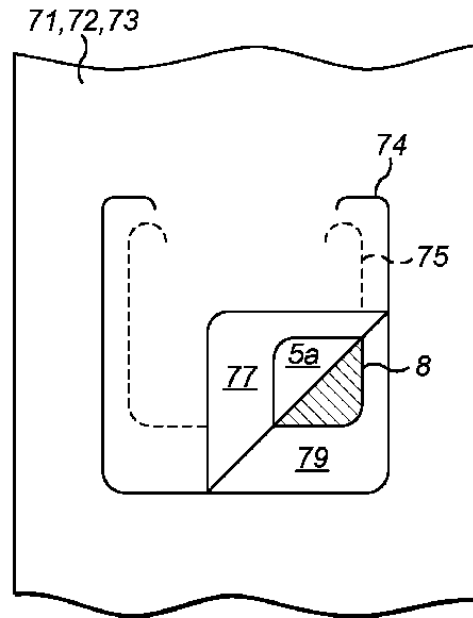


FIG. 14

10

20

30

40

50

【 15 】

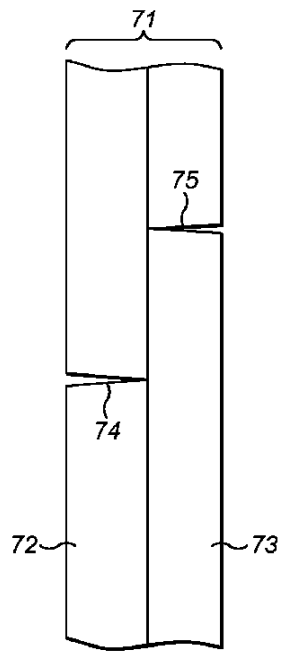


FIG. 15

【 16 】

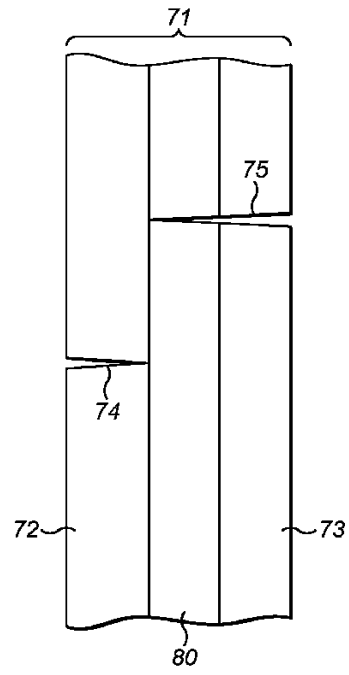


FIG. 16

10

20

30

40

50

フロントページの続き

ハウス内

審査官 永田 勝也

- (56)参考文献 米国特許第05478011(US, A)
欧州特許出願公開第00647571(EP, A1)
独国実用新案第202015106399(DE, U1)
独国特許出願公開第102015016456(DE, A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
B65D 85 / 10
B65D 5 / 66